

加美町乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 実施事業者募集要項

募集期間：令和7年10月1日（水）～10月31日（金）

【担当部署】

加美町こども家庭課こども保育係

電話：0229-87-8730

メールアドレス：kodomokatei@town.kami.miyagi.jp

1 募集概要

加美町では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度、以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集します。

（1）事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。

（2）事業開始日

令和8年4月1日

（3）事業実施施設

保育所、認定こども園、小規模保育施設、幼稚園、認可外保育施設、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等であって、「加美町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」という。）に定める基準を満たす施設。

2 応募要件

次の要件すべてを満たす事業者とします。

- （1）応募時点において、加美町内で保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等を運営するもの。
- （2）役員、理事又は事業者等の代表が、加美町暴力団排除条例（平成25年条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- （3）事業開始日までに実施体制が整っていること。
- （4）明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障すること。
- （5）安定的な経営、その他事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

(1) 対象となるこども

保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこども（利用日時点を基準とする。）。

(2) 実施方法

本事業の実施方法は、次のとおりとします。

ア 一般型（在園児合同実施）：専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法

イ 一般型（専用室独立実施）：専任職員を配置し、専用室で預かる方法

ウ 一般型（独立施設実施）：保育所等に併設せず、本事業のみを実施する施設で預かる方法

エ 余裕活用型：定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で預かる方法

(3) 利用方法

- ・「こども一人あたり月10時間」の利用を限度とし、時間単位で実施するものとします。
- ・利用にあたっては「定期利用」または「柔軟利用」を設定し、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、利用乳幼児の受け入れを行ってください。

ア 定期利用：利用する事業所、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法

イ 柔軟利用：利用する事業所、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法

- ・事業者は国が基盤整備するシステム（こども誰でも通園制度総合支援システム、以下「総合支援システム」という。）により、利用可能枠の設定、利用予約受付、事前面談、利用時間の管理を行います。

(4) 事業実施時間等

事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めることとします。

(5) 利用（受入）定員

利用（受入）定員は、事業者がニーズや受入体制を考慮し、設定します。

(6) 利用者負担額等

ア 利用料金：一人1時間あたり300円程度を標準とし、事業者が利用料金を設定し、施設で徴収します。

イ 利用料の減免：生活保護世帯、非課税世帯等は利用料の減免を行います。

世帯区分	金額
生活保護受給世帯	1時間300円
市町村民税非課税世帯	1時間240円
市町村民税所得割額が7万7,101円未満世帯	1時間210円
要支援・要保護家庭	1時間150円

ウ 実費負担：給食費、おやつ代その他教材費等の実費徴収に係る費用については、保護者同意の上、事業者が定め、施設で徴収します。

(7) キャンセルの取扱い

利用や予約のキャンセルはキャンセルポリシーに則り、処理を行います。必ず保護者に確認の上、同意を得てから受入れを行ってください。

また、キャンセルがあった場合の単価及び加算の考え方については国からの詳細が示され次第、お知らせいたします。

(8) 支援計画

こどもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりのこどもの実態に応じた個別計画を作成し、日々の保育の状況を記録します。(利用乳幼児の行動記録等については、総合支援システムでの記録を想定。)

(9) 障害児、医療的ケア児、配慮が必要な児童・家庭の受け入れ

障害児、医療的ケアを必要とするこども、配慮が必要な児童やその保護者が本事業を円滑に利用できるような提供体制の整備に努めてください。また、利用中に配慮が必要であると確認した場合は、利用乳幼児の居住地の本事業担当課へ報告するとともに、関係機関との連携に努めてください。

(10) 設備、職員基準

実施方法	設備基準	職員基準
一般型	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくしないもの 1人につき1.65㎡以上 ・ほふく室 満2歳未満の乳幼児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡以上 ・保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児 1人につき1.98㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置基準 0歳児 おおむね3人につき1人以上 1・2歳児 おおむね6人につき1人以上 ・資格 乳児等通園支援従事（保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修を修了した者であり、そのうち半数以上は保育士とする。
余裕活用型	<p>保育所、認定こども園、又は家庭的保育事業等を行う事業所それぞれの区分に応じた基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置基準 施設又は事業所の区分に応じた基準により、在園児、利用乳幼児を合わせた人数に応じて算出した職員数 ・資格 施設又は事業所の区分に応じた基準

上記のほか、条例に定める基準を満たすことが必要です。

4 単価及び加算

以下の表は令和7年度事業の単価（こども一人1時間あたり）となります。令和8年度については「乳児等のための支援給付」として規定され、公定価格により単価を決定する予定です。国から詳細が示され次第、別途お知らせいたします。

【基本分】

年度当初の年齢	単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

【加算分】

対象	加算額
障害児	400円
医療的ケア児	2,400円
要支援家庭のこども	400円

5 提出書類

- ・乳児等通園支援事業認可申請書（様式1）
- ・添付書類一覧に記載の必要書類

6 提出方法

申込先へ持参してください（郵送等での提出は受付していません。）。併せて下記電子メールアドレス宛にデータでの提出もお願いいたします。なお、提出後も必要に応じて窓口へお越しいただき確認させていただく場合があります。

また、提出の際は必ずこども家庭課へ事前連絡をしてください。

7 スケジュール等

- (1) 認可申請受付 令和7年10月1日（水）～10月31日（金）【必着】
- (2) 加美町児童福祉審議会での意見聴取 令和7年12月中旬ごろ
- (3) 認可決定 令和7年12月下旬（予定）
- (4) 確認申請受付 令和8年1月～3月
- (5) 総合支援システムへの登録 令和8年1月～3月

※（4）、（5）については準備が整い次第、別途お知らせいたします。

8 その他留意事項

- (1) 認可申請受付後、本事業実施予定施設において、現地確認を実施する場合があります。
- (2) 本事業の実施にあたっては、本募集要項で定めるもののほか、関係法令を遵守し、こども家庭庁が出している「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」に沿って行ってください。
- (3) 認可決定後、関係法令等に基づく運営ができないと判断した場合には、事業の停止や認可の取消しを行う場合があります。

9 お問い合わせ・申込先

〒981-4252

宮城県加美郡加美町字西田四番7番地1

加美町 こども家庭課 こども保育係

電話 0229-87-8730

FAX 0229-63-7873

メールアドレス kodomo-katei@town.kami.miyagi.jp